

## 苫小牧市ワーケーション実証事業委託業務仕様書

### 1 業務名

苫小牧市ワーケーション実証事業委託業務

### 2 目的

本市は、港湾や空港を有する良好な交通アクセスに加え、夏季の冷涼な気候、多様な産業の立地、さらには様々な観光資源を有する地域であることから、ワーケーションの適地であると考えている。

本事業では、オートリゾート苫小牧アルテン（以下、「当該施設」という。）において以下の目的により、実証事業を行う。

- ・本市におけるワーケーションの方向性を検証し、モデルケースを構築する。
- ・本市がワーケーションの地として全国から選ばれるため必要な事項を調査する。
- ・都市部の企業や個人事業主等（以下、「参加者」という。）をワーケーションに誘致し、交流人口・関係人口の増加を図るとともに、将来的な移住・定住につなげる。
- ・ワーケーションを通じて、市民や地域における観光分野並びに地元産業に波及効果を生み出す仕組みを構築する。

### 3 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日

### 4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 参加意向書提出日から契約締結の時までのいずれの日においても、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定により、指名停止されていないこと。

※ 参加資格については、単独企業、共同企業体（JV）どちらでも参加可能であるが、共同企業体（JV）で参加する場合、(1)、(2)の参加資格要件は、全ての構成員が満たしていること。また、共同企業体（JV）の結成に係る協定を締結していること。

### 5 業務内容

本業務は、次に掲げる項目を業務の範囲とし、必要な項目について企画提案を行うこと。

#### (1) ワーケーション実証事業の実施

当該施設におけるワーケーションのモデルケース構築及び拠点整備に向

けて、以下のことを行う。

- ・参加者の募集、選定
- ・参加者に対する観光や視察先の提案
- ・参加者への各種サポート
- ・参加者へのアンケート

なお、実証事業に係る費用（施設利用料、交通費、賃借料等）は、事業費に含まれるものとする。

また、実証事業は、様々な企業や個人、業種業態、参加人数など様々なケースを評価するため複数回実施することを想定している。

(2) 滞在中における余暇（観光・視察等）の企画の提案

地域資源を活用したワーケーションの過ごし方を企画し提案する。

(3) 地域との交流促進

以下の視点により、参加者に対して、地域関係者と交流する機会を創出するとともに、サテライトオフィス等による地元定着に向けた取組を行う。

- ・地元企業との連携
- ・地元人材の育成
- ・地域課題の解決
- ・地域住民の体験

(4) 業務実績報告書の提出

業務完了後、(1)～(3)の結果並びに、以下の点について分析した結果を報告書にまとめ市に提出する。

- ・参加者のアンケート結果
- ・ワーケーション拠点としての評価・課題等
- ・事業化に向けた評価・課題等
- ・効果的なセールスプロモーションの提案
- ・次年度以降の事業展開（当該事業の継承事業について）

なお、報告書はグラフ等データやイラスト、写真等を盛り込み、わかりやすいものとする。

また、報告書や添付図表等の電子データを電子記憶媒体に記録して納品するものとする。

## 6 契約について

契約方法及び契約時期等は、以下のとおりとする。

- (1) 契約方法 随意契約
- (2) 契約締結時期 令和3年10月

(3) 支払い方法 完了後一括払い

7 成果品の2次利用

成果品に関して生ずる著作権及びコンテンツの2次使用の権利等は本市に帰属させるものとする。

8 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。